



東湾水 第15-060号  
2015年8月24日

関係各位

東京湾水先区水先人会  
会長 石橋 武

### 水先引受事務要領の改訂についてのお知らせ

拝啓 時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は、弊会の水先業務に格別のご理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

1. さて、利用者の皆様にはご既承のことと存じますが、去る4月16日、弊会は公正取引委員会より排除措置命令書の送達を受けました。この中で、弊会の水先人が自らの判断により、水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限しているため、個人指名の要件設定を見直すように指摘を受けました。

弊会は公正取引委員会の上記指摘を真摯に受け止め、

- 1) 個人指名に係る引受要件を今回の公正取引委員会の排除措置命令の趣旨に沿うように見直すこと
- 2) 平成20年、水先制度改定後の間もない時期に設定された引受要件の中で、通し業務が一般化した現状にそぐわない部分を見直すこと
- 3) 現行引受事務要領の全体の表記方法を利用者の理解しやすいように改めること

の3点に主眼を置き、弊会内で引受事務要領の改訂作業を進めてまいりました。

6月29日に改訂案検討作業が終了したため、翌6月30日に引受事務要領の改訂案を公正取引委員会に承認申請し、7月9日に上記1)に関連する改訂について同委員会の承認を得ることができました。その後、公正取引委員会の承認を受けた改訂引受事務要領を、7月24日に関東運輸局に届け出て、受理されました。

つきましては、改訂された引受事務要領の運用開始を、平成27年10月1日（木）からと致しますので、改訂版引受事務要領を添付して、ここにご案内申し上げます。なお、10月1日に水先開始予定の船舶について、個人指名を申し込みされる場合は、同要領の受付前提条件により、9月29日正午までに申し込むことが必要となりますのでご注意ください。

※ 改訂版引受事務要領は、下記弊社ホームページでもご覧いただけます。  
(<http://www.tokyobay-pilot.jp>)

2. 引受事務要領の主な改訂事項及び水先申し込みに関しご留意いただきたい事項は、次の通りです。

1) 水先人の選任について利用者からの要請がない場合。

申し込み方法は、現在の方法と変わりありませんが、原則として、水先開始予定日の前日正午までに申し込むことが必要です。

今回、航行業務 並びに 京浜港東京区、同横浜区、同川崎区、千葉港、木更津港 及び 横須賀港の全港内業務とも、申し込み締め切り時間を水先開始予定日の前日正午までに統一しました。

2) 水先人の選任について利用者からの要請がある場合。

この場合は、その具体的内容と、可能であればその理由を「水先人申込書」に記入の上、提出して下さい。また、その要請が、

○事前指名契約を締結している水先人に対する水先の求め、

○事前指名契約のない特定の水先人に対する水先の求め

である場合には、

①水先開始予定日の前々日正午までに申し込むことが必要です。旧引受事務要領では、水先開始予定時刻の72時間前までに申し込むこととしていましたが、水先開始予定日の前々日正午までにと改訂しました。

②上記①に拘わらず、申し込みが前々日の正午を過ぎた後でも、水先開始予定日の前日正午までに、当該水先人が指名に応じることを確認できれば、この限りではありません。

③利用者とは指名を受ける水先人の間で事前に「指名契約」が締結されている場合は、「水先人申込書」にその旨を記入して、弊社オペレーション部水先受付チームまで申し出るようお願い申し上げます。

④指名を受ける当該水先人が、弊社ホームページにより公開されている就業表の休日に当たる場合は、原則として申し込みを受付できま

せん。但し、当該水先人が休日であっても指名を受け付けることを承諾するときはこの限りではありません。

⑤実際の指名申し込みに当たっては、引受事務要領に記載されている「受付前提条件」の各条項の内容を十分にご確認くださいようお願い申し上げます。

3) 引受事務要領に記載されていない事項については、「水先約款」によることは従来通りです。

4) 現在行われているグループ指名制（大口割引プランによる指名契約）については、現行の申込・受付方法により、そのまま継続されます。指名申し込みに当たっては、従来通りの「水先人指名申込フォーム」を水先開始予定日の前々日正午までに提出して下さい。

3. 引受事務要領の運用及び水先申込みに関するお問い合わせは、弊社オペレーション部水先受付チーム（TEL 045-232-4471）までお願い申し上げます。

敬具

(添付書類)：「引受事務要領」(改訂版)